



金 沢 市 公 報

第 2 7 4 8 号

平成24年(2012年)12月21日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

目 次	ページ
告 示	
建設工事に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等について (監理課)	1
生活保護法等の規定に基づく医療扶助等のための医療を担当させる機関の指定について (生活支援課)	4
生活保護法等の規定に基づく指定医療機関の名称の変更について (")	4
生活保護法等の規定に基づく指定医療機関の事業の廃止について (")	4
生活保護法等の規定に基づく医療扶助等のための施術を担当させる者の指定について (")	4
生活保護法等の規定に基づき指定を受けた施術者の施術所の廃止について (")	5
介護保険法の規定による事業者の指定について(2件) (介護保険課)	5
介護保険法の規定による事業の廃止について (")	6
障害者自立支援法の規定による事業者の指定について (障害福祉課)	6
土壤汚染対策法の規定に基づく要措置区域の一部解除について (環境指導課)	6
土壤汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定について (")	7
市道の路線の認定について (道路管理課)	8
市道の路線の変更について (")	9

市道の区域の決定について (")	9
道路の供用の開始について (")	10
都市計画の変更について (都市計画課)	12
建築基準法第52条第8項第1号に規定する区域の指定について (建築指導課)	12
公 告	
金沢農業振興地域整備計画の変更について (農業振興課)	12
予防接種を行う医師の氏名の変更について (健康総務課)	13
浄化槽保守点検業者の登録事項の変更について (環境指導課)	13
選挙管理委員会告示	
条例の制定又は改廃及び監査の請求の場合における署名者の最低数について (選挙管理委員会)	13
議会の解散並びに議員、長、副市長、選挙管理委員及び監査委員の解職の請求の場合における署名者の最低数について (")	14
教育委員会の委員の解職の請求の場合における署名者の最低数について (")	14
合併協議会の設置の請求の場合における署名者の最低数について (")	14
合併協議会設置協議に係る住民投票の請求の場合における署名者の最低数について (")	14
消防局公告	
消防車のサイレンの使用について (消防総務課)	14

告 示

●金沢市告示第298号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、金沢市が発注する建設工事の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札(以下「競争入札」という。)に参加する者に必要な資格を定めたので、その基本となるべき事項及び資格審査の時期、申請の方法等について、同令第167条の5第2項(同令第167条の11第3項において準用する場合を含む。)並びに金沢市契約規則(平成15年規則第1号)第2条第1項及び第17条第1項の規定により、次のとおり告示し、平成25年4月1日以後に締結する契約に係る競争入札に参加しようとする者について適用します。

なお、平成22年告示第272号(建設工事に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等について)は、平成25年3月31日をもって廃止します。

平成24年12月21日

金沢市長 山 野 之 義

第1 競争入札に参加する者に必要な資格

競争入札に参加することができる者は、第2に規定する要件に該当する者で、市長の行う審査により競争入札に参加するために必要な資格（以下「入札参加資格」という。）を有すると決定されたものとします。

第2 入札参加資格の審査に係る申請ができる者等

1 入札参加資格の審査に係る申請ができる者は、次の(1)から(4)までのいずれにも該当する者としてします。

(1) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による許可を受け、かつ、同法第27条の23の規定による経営に関する事項の審査を受けている者

(2) 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する者でない者又は同条第2項各号のいずれかに該当し、その事実があった後2年を経過した者

(3) 第4に規定する資格審査申請書の提出日（以下「提出日」という。）までに納期限の到来した市税及び提出日の1箇月前までに納期限の到来した国税（所得税又は法人税及び消費税等をいう。以下同じ。）を完納している者

(4) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

2 入札参加資格の審査に係る申請ができる建設工事共同企業体（2以上の建設業者が継続的な協業関係を確保することにより、その経営力及び施工力を強化する目的で結成される共同企業体をいう。以下同じ。）は、その構成員の全てが第1の規定による入札参加資格の決定を受けた者又は第4の規定による資格審査申請書を提出した者であるものとします。

第3 入札参加資格の審査事項

1 入札参加資格の審査は、次の(1)又は(2)に掲げる者の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める事項について行うものとします。

(1) 本市内に主たる営業所を有する者 客観的事項及び主観的事項

(2) 本市外に主たる営業所を有する者 客観的事項

2 客観的事項は、建設業法第27条の23の規定による経営に関する事項の審査項目及び審査基準によるものとします。

3 主観的事項は、次に掲げる審査項目によるものとし、その審査基準は、別に定めます。

(1) 工事成績評点

(2) 指名停止状況

(3) 優良建設工事の表彰実績

(4) ISO及びエコアクション21の取得状況

(5) 本市との防災協定の締結状況及びかなざわ災害時等協力事業所の登録状況

(6) 本市との除排雪委託契約の契約状況

(7) 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第12条に規定する一般事業主行動計画の届出状況、同法第13条に規定する基準に適合する一般事業主である旨の認定状況及び本市の「子育てにやさしい企業認証」の取得状況

(8) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第2条第1号に規定する障害者の雇用状況

(9) 金沢市消防団協力事業所の認定状況

第4 入札参加資格の審査の申請

- 1 入札参加資格の審査を受けようとする者は、西暦奇数年の2月1日から同月28日までに資格審査申請書を市長に提出してください。
- 2 建設工事共同企業体については、その都度市長が定める期間内に資格審査申請書を市長に提出してください。
- 3 市長がやむを得ないと認める場合は、1に定める期間内に資格審査申請書を提出することができなかった者でも、1の規定にかかわらず、随時資格審査申請書を提出することができます。
- 4 入札参加資格の審査に係る審査基準日は、次の(1)又は(2)に掲げる区分に応じ、当該(1)又は(2)に定めるところによります。ただし、2に該当する場合及び市長がやむを得ない理由があると認める場合は、その都度市長が定める日とします。
 - (1) 客観的事項 西暦偶数年（資格審査申請書を提出する日の属する年の直前の西暦偶数年に限る。）の10月1日の直前の営業年度の終了の日
 - (2) 主観的事項 西暦偶数年（資格審査申請書を提出する日の属する年の直前の西暦偶数年に限る。）の12月31日
- 5 資格審査申請書には、次の区分により書類を添付してください。

書類番号	添付書類	本市内に主たる営業所を有する者	本市外に主たる営業所を有する者
1	総合評定値通知書		
2	主観的事項に関する調査票		
3	許可証明書又は許可通知書		
4	工事経歴書	直前2年の各営業年度分	
		石川県内に所在する官公庁の元請分	
5	技術職員名簿等	総括表	
		技術職員名簿	
		技術職員名簿（石川県内にある営業所人員）	
6	委任状		
7	市税滞納有無調査承諾書		
8	国税に係る納税証明書		
9	使用印鑑届		
10	主たる営業所に関する誓約書		
11	営業所一覧表		
12	暴力団排除に関する誓約書兼照会承諾書		
13	金沢市入札参加申請登録票		

備考

- 1 印を付した項目に該当する書類について、提出を要するものとし。ただし、書類番号6に掲げる書類については、競争入札、契約、請求等の権限を代理人に委任する場合に限り、提出を要するものとし。
- 2 書類の様式は、それぞれ発行する官公署等において定められた様式によるものとし。

第5 入札参加資格の決定の通知及び有効期間

- 1 市長は、入札参加資格を有する者の決定をしたときは、入札参加資格者名簿にその氏名等を登載するとともに、その旨を資格決定通知書により申請をした者に通知します。
- 2 入札参加資格の有効期間は、2会計年度とします。ただし、第4の2又は3の規定に該当する者については、市長が別に定める期間とします。

第6 入札参加資格の取消し

入札参加資格を有する者が次の(1)から(3)までのいずれかに該当するに至った場合は、当該資格を取り消します。

- (1) 第2の1の(1)又は2の規定に該当しないこととなったとき。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項又は第2項の規定に該当したとき。
- (3) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事項を記載したことが明らかになったとき。

第7 経過措置

- 1 廃止前の平成22年告示第272号の規定に基づき決定を受けた入札参加資格については、その有効期間が満了するまでの間は、なお効力を有することとします。
- 2 1に定めるもののほか、この告示の施行に伴い必要な経過措置は、市長が別に定めることとします。

●金沢市告示第299号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を指定したので、生活保護法第55条の2の規定により、次のとおり告示します。

平成24年12月21日

金沢市長 山 野 之 義

名 称	所 在 地	指定年月日
ニチイケアセンター笠舞訪問看護ステーション	金沢市笠舞本町1丁目4番5号	平成24年9月1日
福田耳鼻咽喉科医院	金沢市入江2丁目162番地	平成24年10月1日
阪神調剤薬局金沢石引店	金沢市石引1丁目7番16号	平成24年11月1日
中森かいてき戸板薬局	金沢市戸板第二土地区画整理事業施行地区内 28街区2番地	平成24年11月6日

●金沢市告示第300号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により、指定医療機関から名称を変更した旨の届出があったので、生活保護法第55条の2の規定により、次のとおり告示します。

平成24年12月21日

金沢市長 山 野 之 義

名 称		所 在 地	変更年月日
変 更 前	変 更 後		
北川内科医院	さかもと内科クリニック	金沢市古府2丁目52番地	平成24年10月1日

●金沢市告示第301号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により、指定医療機関から当該指定医療機関の事業を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の2の規定により、次のとおり告示します。

平成24年12月21日

金沢市長 山 野 之 義

名 称	所 在 地	廃止年月日
てらなかクリニック	金沢市金石本町イ27番地	平成24年10月31日
石倉医院	金沢市大額3丁目163番地	平成24年10月31日

●金沢市告示第302号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる者を指定したので、生活保護法第55条の2の規定により、次のとおり告示します。

平成24年12月21日

施 術 者	施 術 所		指 定 年 月 日
	名 称	所 在 地	
七尾 信達	和信堂はり灸整骨院	金沢市瓢箪町7番12号	平成24年9月4日

●金沢市告示第303号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により、指定を受けた施術者から施術所を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の2の規定により、次のとおり告示します。

平成24年12月21日

施 術 者	施 術 所		廃 止 年 月 日
	名 称	所 在 地	
武澤 良雄	武澤接骨院	金沢市御所町寅90番地	平成24年9月30日

●金沢市告示第304号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項及び第53条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条及び第115条の10の規定により告示します。

平成24年12月21日

介 護 保 険 事 業 所 番 号	事 業 所		事 業 者 の 名 称	指 定 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
	名 称	所 在 地			
1770104436	アースサポート 金沢	金沢市西念3丁目11番1号	アースサポート 株式会社	平成24年10月1日	訪問介護 介護予防訪問介護
1770104444	デイサービスセ ンタークオレ	金沢市伏見台1 丁目6番13号	社会福祉法人愛 里巣福祉会	平成24年10月1日	通所介護 介護予防通所介護
1770104451	社会福祉法人北 伸福祉会中央金 沢朱鷺の苑デイ サービスセンター	金沢市広岡2丁 目1番7号	社会福祉法人北 伸福祉会	平成24年10月1日	通所介護
	社会福祉法人北 伸福祉会中央金 沢朱鷺の苑介護 予防デイサービ スセンター				介護予防通所介護
1770104469	デイサービスセ ンターほのか	金沢市南四十万 1丁目222番地	株式会社朋慈会	平成24年10月1日	通所介護 介護予防通所介護
1770104477	ヘルパーステー ションほのか	金沢市八日市出 町795番地	株式会社朋慈会	平成24年10月1日	訪問介護 介護予防訪問介護
1770104485	デイサービス健 康企画南新保	金沢市南新保町 へ34番地	株式会社ピース スタイルケア	平成24年10月15日	通所介護 介護予防通所介護
	ショートステイ 健康企画南新保				短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護

●金沢市告示第305号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定居宅介護支援事業者として次のとおり指定したので、同法第85条の規定により告示します。

平成24年12月21日

金沢市長 山 野 之 義

介護保険 事業所番号	事業所		事業者の名称	指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地			
1770104444	居宅介護支援事業所クオレ	金沢市伏見台1丁目6番13号	社会福祉法人愛里栄福祉会	平成24年10月1日	居宅介護支援

●金沢市告示第306号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項及び第115条の5第2項の規定により、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業及び指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条及び第115条の10の規定により、次のとおり告示します。

平成24年12月21日

金沢市長 山 野 之 義

介護保険 事業所番号	事業所		事業者の名称	廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地			
1770100020	全労済在宅介護サービスセンターいしかわ	金沢市西念1丁目12番22号	全国労働者共済生活協同組合連合会	平成24年11月30日	訪問介護 介護予防訪問介護
1770102752	ベストライフ金沢訪問介護事業所	金沢市入江1丁目135番地	株式会社ベストライフ	平成24年11月30日	訪問介護 介護予防訪問介護

●金沢市告示第307号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の規定により告示します。

平成24年12月21日

金沢市長 山 野 之 義

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象者	指定年月日
1710103704	ヴィスト金沢センター	金沢市広岡1丁目2番14号コーワビル2階	ヴィスト株式会社	金沢市西泉3丁目10番地	就労移行支援 就労継続支援B型	特定無し	平成24年9月1日
1720103694	うたつ園	金沢市材木町19番48号	社会福祉法人久楽会	金沢市利屋町は64番地1	共同生活介護 共同生活援助	知的障害者	平成24年9月1日
1710103720	香林苑杜の里訪問介護センター	金沢市田上本町76街区39番地	有限会社香林会	金沢市野町1丁目3番15号	居宅介護 重度訪問介護	特定無し	平成24年10月1日

●金沢市告示第308号

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第6条第4項の規定により、同項に規定する要措置区域の一部について同条第1項の指定を次のように解除するので、同条第5項において準用する同条第2項の規定により、告示します。

平成24年12月21日

金沢市長 山 野 之 義

1 指定を解除する要措置区域

金沢市宝町1番1の一部(別図のとおり)

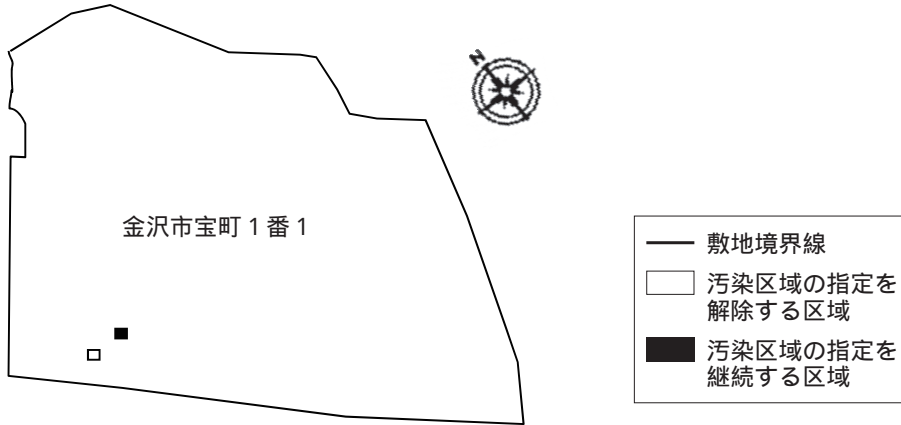
2 土壤汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号)第31条第1項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類

水銀及びその化合物

3 講じた措置

土壤汚染の除去

(別図)



●金沢市告示第309号

土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第1項の規定により、同項に規定する特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を次のとおり指定するので、同条第3項において準用する同法第6条第2項の規定により告示します。

平成24年12月21日

金沢市長 山 野 之 義

1 形質変更時要届出区域

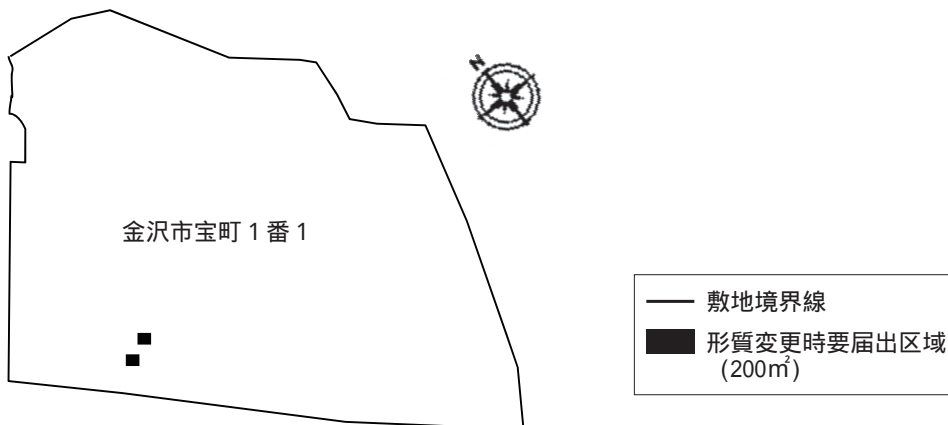
金沢市宝町1番1の一部(別図のとおり)

2 土壤汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号)第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類
水銀及びその化合物

3 土壤汚染対策法施行規則第31条第2項の基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

(別図)



●金沢市告示第310号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により、市道の路線を次のように認定します。

なお、その関係図面は、金沢市土木局道路管理課において平成24年12月21日から平成25年1月4日まで一般の縦覧に供します。

平成24年12月21日

金沢市長 山 野 之 義

整理番号	路 線 名	起 点 及 び 終 点	重要な経過地
1159	西念2丁目線 38号	西念2丁目 909番 先から 西念2丁目 907番 先まで	
1159	西念2丁目線 39号	西念2丁目 2616番 先から 西念2丁目 2614番 先まで	
1160	西念3丁目線 28号	西念3丁目 1825番 先から 西念3丁目 1824番 先まで	
1162	北安江4丁目線 23号	北安江4丁目 2113番 2先から 北安江4丁目 2113番 1先まで	
1218	旭町1丁目線 17号	旭町1丁目 537番 2先から 旭町1丁目 537番 2先まで	
1218	旭町1丁目線 18号	旭町1丁目 539番 12先から 旭町1丁目 539番 9先まで	
1430	泉が丘1丁目線 22号	泉が丘1丁目 37番 1先から 泉が丘1丁目 37番 2先まで	
2705	金石西1丁目線 39号	金石西1丁目 121番 1先から 金石西1丁目 133番 7先まで	
2705	金石西1丁目線 40号	金石西1丁目 121番 1先から 金石西1丁目 133番 12先まで	
3233	大徳33号 畷田東3丁目線 10号	畷田東3丁目 23番 1先から 畷田東3丁目 23番 2先まで	
3314	川北14号 北寺町線 23号	北寺町 15番 10先から 北寺町 15番 5先まで	
3514	弓取14号 諸江町上丁目線 53号	諸江町上丁目 208番 3先から 諸江町上丁目 208番 6先まで	
3514	弓取14号 諸江町上丁目線 54号	諸江町上丁目 189番 3先から 諸江町上丁目 189番 6先まで	
3515	弓取15号 諸江町中丁目線 34号	諸江町中丁目 314番 1先から 諸江町中丁目 314番 6先まで	
3515	弓取15号 諸江町中丁目線 35号	諸江町中丁目 137番 3先から 諸江町中丁目 137番 7先まで	
3614	戸板14号 北町線 20号	北町 乙 28番 2先から 北町 乙 28番 5先まで	
4017	三馬17号 泉本町1丁目線 20号	泉本町1丁目 184番 1先から 泉本町1丁目 184番 2先まで	
4114	米丸14号 間明町1丁目線 20号	間明町1丁目 122番 1先から 間明町1丁目 122番 6先まで	
4432	小坂32号 金市町線 16号	金市町 二 31番 5先から 金市町 二 30番 7先まで	

4432	小坂 32号 金市町線 17号	金市町 二 金市町 ホ	46番 2先から 10番 18先まで	
4432	小坂 32号 金市町線 18号	金市町 ホ 金市町 ホ	10番 9先から 10番 14先まで	
4432	小坂 32号 金市町線 19号	金市町 ホ 金市町 ホ	32番 1先から 36番 1先まで	
4434	小坂 34号 百坂町線 11号	百坂町 八 百坂町 八	21番 4先から 28番 9先まで	
4434	小坂 34号 百坂町線 12号	百坂町 八 百坂町 八	28番 3先から 28番 12先まで	
4450	小坂 50号 小坂町西線 40号	小坂町 北 小坂町 北	8番 8先から 8番 3先まで	
5044	森本 44号 南森本町線 38号	南森本町 ホ 南森本町 ホ	91番 3先から 91番 44先まで	
5044	森本 44号 南森本町線 39号	南森本町 ホ 南森本町 ホ	91番 3先から 91番 14先まで	
5044	森本 44号 南森本町線 40号	南森本町 ホ 南森本町 ホ	91番 23先から 91番 28先まで	
5044	森本 44号 南森本町線 41号	南森本町 ホ 南森本町 ホ	91番 44先から 59番 1先まで	
5044	森本 44号 南森本町線 42号	南森本町 ワ 南森本町 ワ	173番 6先から 173番 3先まで	

●金沢市告示第311号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定により、市道の路線を次のように変更します。

なお、その関係図面は、金沢市土木局道路管理課において平成24年12月21日から平成25年1月4日まで一般の縦覧に供します。

平成24年12月21日

金沢市長 山 野 之 義

整理番号	新旧の別	路 線 名	起 点 及 び 終 点	重要な経過地
126	旧	1 級 幹 線 126号 戸 水 町 線	寺 中 町 ホ 74番 18先から 大 友 町 八 151番 先まで	
	新		寺 中 町 ホ 74番 18先から 大河端土地区画整理事業地内 1街区 10番 先まで	

●金沢市告示第312号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、市道の区域を次のように決定します。

なお、その区域を表示した図面は、金沢市土木局道路管理課において平成24年12月21日から平成25年1月4日まで一般の縦覧に供します。

平成24年12月21日

金沢市長 山 野 之 義

道路の種類	路 線 名	幅 員 (m)	延 長 (m)
1 級幹線	1 級幹線126号戸水町線	22.0 ~ 87.0	3,976
一般市道	西念2丁目線38号	5.0	30
一般市道	西念2丁目線39号	5.0	26

一般市道	西念3丁目線28号	4.6	34
一般市道	北安江4丁目線23号	8.0	20
一般市道	旭町1丁目線17号	5.0	20
一般市道	旭町1丁目線18号	5.0	26
一般市道	泉が丘1丁目線22号	6.0	24
一般市道	金石西1丁目線39号	5.6	96
一般市道	金石西1丁目線40号	6.0	108
一般市道	大徳33号畝田東3丁目線10号	6.0	25
一般市道	川北14号北寺町線23号	6.0	39
一般市道	弓取14号諸江町上丁線53号	5.0	35
一般市道	弓取14号諸江町上丁線54号	5.0 ~ 10.0	30
一般市道	弓取15号諸江町中丁線34号	6.0	36
一般市道	弓取15号諸江町中丁線35号	5.0	42
一般市道	戸板14号北町線20号	6.0	35
一般市道	三馬17号泉本町1丁目線20号	6.0	25
一般市道	米丸14号間明町1丁目線20号	5.6	52
一般市道	小坂32号金市町線16号	8.0	58
一般市道	小坂32号金市町線17号	6.2 ~ 8.3	218
一般市道	小坂32号金市町線18号	6.0	94
一般市道	小坂32号金市町線19号	8.2	91
一般市道	小坂34号百坂町線11号	6.4	89
一般市道	小坂34号百坂町線12号	6.0 ~ 10.0	47
一般市道	小坂50号小坂町西線40号	5.0 ~ 8.0	42
一般市道	森本44号南森本町線38号	5.8	111
一般市道	森本44号南森本町線39号	6.0	156
一般市道	森本44号南森本町線40号	6.0	89
一般市道	森本44号南森本町線41号	6.0 ~ 8.3	268
一般市道	森本44号南森本町線42号	4.6	35

●金沢市告示第313号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始します。

なお、その区間を表示した図面は、金沢市土木局道路管理課において平成24年12月21日から平成25年1月4日まで一般の縦覧に供します。

平成24年12月21日

金沢市長 山 野 之 義

路 線 名	区 間	供用開始日
西念2丁目線38号	西念2丁目 909番 先から	平成24年12月21日
	西念2丁目 907番 先まで	
西念2丁目線39号	西念2丁目 2616番 先から	平成24年12月21日
	西念2丁目 2614番 先まで	
西念3丁目線28号	西念3丁目 1825番 先から	平成24年12月21日
	西念3丁目 1824番 先まで	
北安江4丁目線23号	北安江4丁目 2113番 2先から	平成24年12月21日
	北安江4丁目 2113番 1先まで	
旭町1丁目線17号	旭町1丁目 537番 2先から	平成24年12月21日
	旭町1丁目 537番 2先まで	

旭町1丁目線 18号	旭町 1丁目 旭町 1丁目	539番 12先から 539番 9先まで	平成24年12月21日
泉が丘1丁目線 22号	泉が丘 1丁目 泉が丘 1丁目	37番 1先から 37番 2先まで	平成24年12月21日
金石西1丁目線 39号	金石西 1丁目 金石西 1丁目	121番 1先から 133番 7先まで	平成24年12月21日
金石西1丁目線 40号	金石西 1丁目 金石西 1丁目	121番 1先から 133番 12先まで	平成24年12月21日
大徳 33号 畝田東3丁目線 10号	畝田東 3丁目 畝田東 3丁目	23番 1先から 23番 2先まで	平成24年12月21日
川北 14号 北寺町線 23号	北寺町 へ 北寺町 へ	15番 10先から 15番 5先まで	平成24年12月21日
弓取 14号 諸江町上丁目線 53号	諸江町 上丁目 諸江町 上丁目	208番 3先から 208番 6先まで	平成24年12月21日
弓取 14号 諸江町上丁目線 54号	諸江町 上丁目 諸江町 上丁目	189番 3先から 189番 6先まで	平成24年12月21日
弓取 15号 諸江町中丁目線 34号	諸江町 中丁目 諸江町 中丁目	314番 1先から 314番 6先まで	平成24年12月21日
弓取 15号 諸江町中丁目線 35号	諸江町 中丁目 諸江町 中丁目	137番 3先から 137番 7先まで	平成24年12月21日
戸板 14号 北町線 20号	北町 乙 北町 乙	28番 2先から 28番 5先まで	平成24年12月21日
三馬 17号 泉本町1丁目線 20号	泉本町 1丁目 泉本町 1丁目	184番 1先から 184番 2先まで	平成24年12月21日
米丸 14号 間明町1丁目線 20号	間明町 1丁目 間明町 1丁目	122番 1先から 122番 6先まで	平成24年12月21日
小坂 32号 金市町線 16号	金市町 二 金市町 二	31番 5先から 30番 7先まで	平成24年12月21日
小坂 32号 金市町線 17号	金市町 二 金市町 ホ	46番 2先から 10番 18先まで	平成24年12月21日
小坂 32号 金市町線 18号	金市町 ホ 金市町 ホ	10番 9先から 10番 14先まで	平成24年12月21日
小坂 32号 金市町線 19号	金市町 ホ 金市町 ホ	32番 1先から 36番 1先まで	平成24年12月21日
小坂 34号 百坂町線 11号	百坂町 八 百坂町 八	21番 4先から 28番 9先まで	平成24年12月21日
小坂 34号 百坂町線 12号	百坂町 八 百坂町 八	28番 3先から 28番 12先まで	平成24年12月21日
小坂 50号 小坂町西線 40号	小坂町 北 小坂町 北	8番 8先から 8番 3先まで	平成24年12月21日
森本 44号 南森本町線 38号	南森本町 ホ 南森本町 ホ	91番 3先から 91番 44先まで	平成24年12月21日
森本 44号 南森本町線 39号	南森本町 ホ 南森本町 ホ	91番 3先から 91番 14先まで	平成24年12月21日
森本 44号 南森本町線 40号	南森本町 ホ 南森本町 ホ	91番 23先から 91番 28先まで	平成24年12月21日

森 本 44号	南 森 本 町 ホ	91番 44先から	平成24年12月21日
南 森 本 町 線 41号	南 森 本 町 ホ	59番 1先まで	
森 本 44号	南 森 本 町 ワ	173番 6先から	平成24年12月21日
南 森 本 町 線 42号	南 森 本 町 ワ	173番 3先まで	

●金沢市告示第314号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成24年12月21日

金沢市長 山 野 之 義

都市計画の種類	都市計画を変更した土地の区域	縦覧場所	備 考
金沢都市計画 用途地域	金沢市直江町、近岡町、問屋町3丁目及び直江北1丁目の各一部	金 沢 市 都市整備局 都市計画課	副都心北部直江地区
金沢都市計画 特別用途地区 (大規模集客 施設制限地区)	金沢市直江町の一部		副都心北部直江地区
金沢都市計画 地区計画	金沢市直江町、近岡町、問屋町3丁目及び直江北1丁目の各一部		副都心北部直江地区 地区計画
金沢都市計画 公園	金沢市磯部町、田中町、松寺町及び高柳町の各一部		6・5・3 北部運動公園
金沢都市計画 公園	金沢市新神田1丁目31番		2・2・79 神田第3児童公園

●金沢市告示第315号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第52条第8項第1号に規定する区域を指定したので、次のとおり告示し、当該区域の指定に係る関係図書を金沢市都市整備局定住促進部建築指導課において公衆の縦覧に供します。

平成24年12月21日

金沢市長 山 野 之 義

指定した土地の区域
金沢市直江町の一部

公 告

金沢農業振興地域整備計画を変更するため、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第11条第1項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の変更案及び当該農業振興地域整備計画を変更しようとする理由を記載した書面を次のとおり縦覧に供します。

なお、当該農業振興地域整備計画の変更案のうち、農用地利用計画の変更案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の変更案に対して異議があるときは、本市にこれを申し出ることができます。

また、当該農業振興地域整備計画の変更案について意見のある本市の住民は、本市に対して意見書を提出することができます。提出された意見書については、その要旨及び処理結果を公告します。

平成24年12月21日

金沢市長 山 野 之 義

1 農業振興地域整備計画の変更案の縦覧の期間及び場所

(1) 期間

平成24年12月21日から平成25年1月21日まで

(2) 場所

金沢市広坂1丁目1番1号 金沢市農林局農業振興課

2 農用地利用計画の変更案に対する異議の申出先、申出方法及び申出期間

(1) 申出先

金沢市農林局農業振興課

(2) 申出方法

書面により持参又は郵送

(3) 申出期間

平成25年1月22日から起算して15日以内（郵送による場合における郵送に要した日数は、申出期間に算入しない。）

3 意見書の提出先、提出方法及び提出期間

(1) 提出先

金沢市農林局農業振興課

(2) 提出方法

持参又は郵送

(3) 提出期間

平成24年12月21日から平成25年1月21日まで（郵送による場合は、提出期間に提出先まで到着すること。）

予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条第1項の規定により行う予防接種について、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項の公告した事項に変更があったので、同条第2項の規定により、次のとおり公告します。

平成24年12月21日

金沢市長 山 野 之 義

医師の氏名		予防接種を行う主たる場所		変更年月日
変更前	変更後	医療機関名	所在地	
山崎 政美	北岡 政美	城北病院	金沢市京町20番3号	平成24年12月1日

金沢市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年条例第36号）第6条第2項において準用する同条例第4条第1項の規定により、次の者の浄化槽保守点検業者登録簿を変更登録したので公告します。

平成24年12月21日

金沢市長 山 野 之 義

登録番号	名 称	所 在 地	変更登録年月日
7	北研エンジニアリング株式会社	金沢市松島3丁目79番地	平成24年12月10日

選挙管理委員会告示

●金沢市選挙管理委員会告示第84号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数（条例の制定又は改廃及び監査の請求の場合における署名者の最低数）を、同法第74条第5項及び同法第75条第5項において準用する同法第74条第5項の規定により次のとおり告示します。

平成24年12月21日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

7,276人

●金沢市選挙管理委員会告示第85号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（議会の解散並びに議員、長、副市長、選挙管理委員及び監査委員の解職の請求の場合における署名者の最低数）を、同法第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項及び第86条第4項においてそれぞれ準用する同法第74条第5項の規定により次のとおり告示します。

平成24年12月21日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

121,267人

●金沢市選挙管理委員会告示第86号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（教育委員会の委員の解職の請求の場合における署名者の最低数）を、同条第2項において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第86条第4項において準用する同法第74条第5項の規定により次のとおり告示します。

平成24年12月21日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

121,267人

●金沢市選挙管理委員会告示第87号

市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項及び第5条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数（合併協議会の設置の請求の場合における署名者の最低数）を、同法第5条第30項において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項の規定により次のとおり告示します。

平成24年12月21日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

7,276人

●金沢市選挙管理委員会告示第88号

市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第11項及び第5条第15項の規定による選挙権を有する者の総数の6分の1の数（合併協議会設置協議に係る住民投票の請求の場合における署名者の最低数）を、同法第5条第30項において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項の規定により次のとおり告示します。

平成24年12月21日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

60,634人

消 防 局 公 告

金沢市消防出初式を実施するため、次により消防車のサイレンを使用します。

平成24年12月21日

金沢市消防長 山 田 弘

場 所 彦三町交差点～武蔵交差点～上堤町交差点

日 時 平成25年1月6日（日） 午前9時から午前11時まで

平成24年(2012年)12月21日	印刷	発行人	金 沢 市
平成24年(2012年)12月21日	発行	発行所	金 沢 市 役 所
	定価 120円	印刷所	石川県金沢市玉鉾4丁目166番地
			(株) 共 栄